

建具製造業における丸のこ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	16～ 17	昇降盤を使用し、建具材を加工している時に、左手の指2本を切った。	56	1～ 9
2	16～17	当社工場内に於いて、昇降版機械を使用して、木製建具加工作業中、木材（40cm×3.3cm×3.0cm）に溝突き加工の試作中に手を滑らせて機械の刃に右手が触れてしまい、負傷した。	36	1～ 9
3	10～11	工場内に於いて、フラッシュドアの溝付作業中、縦2.9cm×横2.9cm×長さ60cmの木材を右手で押しながら、左手は木材の横に添えて作業を行っていたところ、押さえていた木材が、丸のこの回転に跳ね返された為、左手拇指と示指が丸のこの刃に接触し負傷した。溝付け作業の場合、安全カバーを付けると作業が出来ない為、カバーは取り外していた。	58	10 ～ 29
3	18～19	工場内で留加工する際、短い木片の加工のため、右手で木片端をしっかり固定し、慎重に作業する必要があった。加工用丸鋸には、破材飛散防止用防具が付いているが、この作業では木片がとても短い為、鋸齒ギリギリまで手を押してやるには、防具があると手元が見えにくく、防具を外して作業を行った。12本の加工中、最後の1本を加工中に誤って丸鋸と木片を持つ右手中指関節部とが接触し、負傷してしまった。	35	1～ 9
4	11～ 12	工場内の持場作業所で木工の機械可動中、ノコギリ刃に触れて左手小指と人差し指を負傷した。	67	1～ 9
5	15～ 16	弊社工場2階の作業場にて、一人で襖木枠のフレーム加工機で作業中に、カットした木屑を集塵する袋のテープが剥がれているのを直そうとした際に、安全カバー装	50	30 ～

		備の回転している鋸刃に、誤って触れてしまい負傷した。		49
7	11~12	工場内で、木材を機械で溝突きしている時に、刃の回転で引き戻され、機械の刃で左手薬指と人差し指を負傷してしまった。	41	1~9
7	11~12	当社工場内において、木材（2cm×7cm×120cm）を丸のこ盤で加工作業中、木材がずれて回転刃に右手小指が当たり負傷する。	66	1~9
10	10~11	丸のこ機械を使用し、長さ60cmの木材に切り込み加工をしている時、あやまって左手親指、人さし指、中指が機械に巻き込まれて、怪我をした。	41	1~9
11	15~16	本社工場2階にあるケイシャ板（丸鋸刃の付いた加工機）で、長さ850mm程の角材を加工していた際に鋸刃の回転に材料が持って行かれ材料がはねた。材料が急にはねてしまい添えていた左手が鋸刃に触れて、左手の手の平側の指5本を負傷した。	46	1~9
11	19~20	建具を正寸カットするためのテノナーにおいて、作業中のカット屑がホースに吸い込まれていく箇所の途中でカット屑が機械内部で詰まってしまい、カット屑を取り除く為に右手で取り除こうとしたが、詰まっているカット屑の横で回転中の刃物が停止しているのを確認せずに手を入れた為、右手親指付け根から手首手前まで裂傷を負った。	27	100~299
12	9~10	工場内にて、加工材料に溝加工を施す作業中、据え置き型の卓上切断機を使用する際に、機械周りの前後左右の作業範囲、および加工材料の進行方向の障害物の有無の確認をしたうえで、加工材料を両手に持って作業台にセットしたが、加工位置に不安を覚えたため、加工位置に間違いがないか再確認をしようとしたところ、加工材料が回転する刃に接触し、指を裂傷した。	40	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html